

第1回千葉県自然保育認証制度検討会議 議事概要

- 1 日時 令和4年8月23日(火)午後2時から4時
- 2 会場 千葉県自治会館9階 第1・2議室
- 3 出席委員 伊藤委員、圓藤委員、風間委員、岸本委員、小林委員
皐月委員(代理:宮下主査)、富田委員、沼倉委員、渡辺委員
- 4 事務局 健康福祉部子育て支援課、総務部学事課
農林水産部森林課、教育庁学習指導課
- 5 あいさつ 子育て支援課長
- 6 委員紹介 篠原委員、田中委員、戸巻委員は所用により欠席のため、
書面での意見提出
- 7 座長・副座長選出 (座長)富田委員、(副座長)篠原委員を選出
- 8 議題 (1) 認証制度創設に係る趣旨説明
⇒子育て支援課が資料1に基づいて説明
(2) 自然保育実施団体からの取組状況の説明
⇒沼倉委員・岸本委員が資料2・資料3に基づいて説明
(3) 千葉県自然保育認証制度の方向性について
⇒子育て支援課が資料4に基づいて説明
各委員の意見(概要)は資料5及び以下のとおり

伊藤委員

自然と触れ合って子どもが育つというのは良いことだと感じている。その中で、行政としては通常保育の中でやっていくのも大事である。

いすみ市は自然が豊かなところなので、移住して子どもを保育所に通わせたいという方も多くもいる。都市部と異なり、保育所は園庭が広く、通常保育の中でも、それなりに自然の中で過ごせているという認識がある。

自然とのかかわりが、どの程度の場合認証されるのか。自然保育の定義を明らかにしていただきたい。

保育所としては、集団で生活していく必要がある。認証に当たっては、全員が取り組むのか、1つのクラスが取り組めばよいのか。

園藤委員

認証制度を進めるに当たって、各施設で乗り越えなければならない課題がいくつかあると思う。

一つは、山を持っている地主との関係。ドイツでは各州で自然享受権というものがあるが、そういったものが日本の法律ではない。プレーパークのように火を使っている場所は限られている。勝手に人の山で焚火をすることはできないし、消防法等の関係で火を使うには消防の許可がいる。

もう一つは、安全性の確保。野外ではマムシやスズメバチがいるが、それにどう対応するのが課題。園が狩猟区域に入っている場合、狩猟期間中に子どもと山に入る際、猟師や猟犬と会わないような工夫、例えばこの日は子どもが山に入るのを、狩猟をしないようにとか、市町村から情報を流してもらえるようになる。研修ともかかわってくるが、保育者は最低限の救急法を身に付けておく必要がある。

これらの課題をどうクリアしていくかを、制度や仕組みで対応していく必要がある。

また、子どもが、OECDラーニング・コンパスで言われている、変化を起こすために自分で目標を設定し、責任を持って行動する能力としてのエージェンシーを身に付けるためには、自然とのかかわりが重要であることを強調したい。

障害のある子、特に自閉症の子は、自然に入ると症状が目立たなくなる。これは、自然の中での主体的な活動により、発達が促されるのではないかと考えられる。

風間委員

自然保育実践団体の活動説明を聞いたが、そのレベルを求められるとなると、幼稚園には設置基準があるので、全ての園ができるというものではない。

認証制度の基準として、週5時間や15時間という時間の話があったが、幼稚園では1日の教育時間は4時間を標準とすることが多いので、あまりにもどっぷりと自然とのかかわりが必要だと言うと、できない園が多くなるのではない。各幼稚園には園庭があり、園庭でかかわる自然も対象に含むのか。

一方で、周りに自然が多い環境であれば、やろうという園もあるかと思う。そのような様々な状況の中で、制度を進めていくのであれば、丁寧に説明していただくことが必要である。

自然保育実践団体への補助の話も出たが、幼稚園として、どのようにこの制度

を受け止めていけばいいのか、知事がどういう考えでこの制度を作ろうとしているのか知りたい。

ただ制度を作るのではなく、作って制度を広めるには色々と煮詰める必要がある。

小林委員

自然保育認証制度では、保育の質の向上が重要と考えている。園庭がない園や、自然にあまり関心がない園を底上げし、県内のどの施設に通っていても、子どもが、自然の中から学べるようにすることが大事である。

自然があると、子どもが主体的に関わる能力が伸びる。そのためには環境をどの園にも整備することが必要。プランター1個でもあれば、そこに虫が来たりして、自然を感じられる。実がなる木を1本植えるだけで、そこに四季を感じることができる。

環境の違いによって、子どもに格差が生じないように配慮しながら認証制度を進めていただきたい。自然が豊かなところだけ認証されて、その園だけ伸びていくというのは違うと思う。環境の違う色々な園が、認証されたいと思う制度になれば、皆がそこを目指す。

認証制度では、単純な実施時間を確保すればよしとするのではなく、自然に対してどう向き合うかと言った保育の質を大事にしていきたい。それが、保育者の質の向上にもつながる。

保育者が時間を確保することにとらわれて、子どもたちにやらせているような状態にならないようにする必要がある。

梶月委員（代理：宮下主査）

新たに認証制度を始めるとのことだが、何が課題で、それが制度を始めることによりどうなるのか、分かりづらい部分がある。そこを明確にすることにより、入りやすくなる。

自然というと、例えば千葉市では美浜区は海はあるが、自然が少ない。そういう場所では自然の定義をどうするかなどをよく考えていただきたい。

地域によって偏りが出ないように、どこでもできるような制度にしてもらいたい。

渡辺委員

今日の話聞いていて、フィールドとしての自然も大事だが、その前に保育者の質が大事だということを感じた。園庭の小さな自然の中でも、千葉県の自然保育として伝えたいエッセンスを見つけることはできると思う。

認証基準の中では、時間数なども必要かもしれないが、まず、保育者自身に自然に興味を持ってもらうことにより、自然を素材とした保育、自然の中での偶発的なものを扱うセンスやスキルを高めていただきたい。

それが、他県とは違った、千葉県の自然保育制度の一番の土台となる、保育の質にかかわる認証制度になると感じた。

実践的なことを言うと、悪天候時の野外活動などにおいては、地域性というものもあるが、県としてある程度統一した中止や避難等の判断基準があった方がよい。県全体として取り組む場合に、統一した判断基準を示すことができれば、安心して新たに自然保育に取り組む園が増えるのではないかな。

沼倉委員

他県が自然保育認証制度を作るとき、公立の園と森のようちえんの間に溝があったと論文で読んだこともあり、少し身構えていた。

今日の会議では、委員の皆さんが、子どもにとって自然の中で育つことは非常に良いこと、というのを基本に置いたお話をされていて、安心した。

自然保育を取り入れることにより、通う施設の種類にかかわらず千葉県の子ども達全員が共に良く育ち、千葉県の良い未来につながるよう、この制度を進めていただきたい。

岸本委員

私どもは園舎がないので、自然の中で活動するというスタイルでやっているが、小さな公園でも垣根でも、自然はあちこちにあり、それに気づく目があれば、どこでも子どもは育っていくという考えが自分のベースにはある。

雄大な自然でなくても、里山でなくても、子どもの心に寄り添うことはできるし、子どもが育つ環境を大人が作ることはできる。この制度を通じて、その環境を一緒に作っていききたい。

富田委員（座長）

自然保育認証制度を進める際には、自然の定義が必要である。

私が千葉市幼保支援課と一緒に策定してきたアプローチカリキュラムの中で、子どもが、毎日通う通園路にゴミが落ちているのは、どうしてなんだろう、なぜ、道路にはゴミ箱がないんだろうと言うことがあった。これも、子どものちょっとした気づきが、自然を大事にしたいという気持ちにつながる一例である。

自然保育は大自然の中だけで行うものではないということを、皆さんとの話合いのなかで進められればいいと考えている。

9 事務連絡

第2回検討会議を10月中旬頃、第3回検討会議を1月頃開催予定